

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣法第 23 条第 5 項及び同法施行規則第 18 条の 2 第 3 項に基づき、労働者派遣事業に関わる情報提供を行っております。

対象期間 2025 年 7 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

1. 派遣労働者数 26 名
2. 派遣先企業数 10 社
3. 労働者派遣に関する料金の平均額（全業務平均） 29,678 円
4. 派遣労働者の賃金の平均額（全業務平均） 23,631 円
5. 労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合（マージン率） 20.40%
6. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
労使協定締結の有無：有（協定の有効期間の終期 2028 年 3 月 31 日）
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティング相談窓口 03-5215-6630

教育訓練の内容	対象者	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時研修	新規採用者	OJT	有	無
階層別研修	派遣期間中	OJT	有	無